令和６年１１月２６日

文教委員会資料

教育総合支援センター

令和７年度以降の土曜授業について

１　基本的な方針

・区で統一した土曜授業日は設定しない。

・各校で定めた年４回を上限とする。

２　変更の趣旨

(1) 土日は子どもたちの家庭や地域社会での生活時間の比重を高めて、主体的に使える時間を増やし、「ゆとり」の中で生活体験や自然体験、社会体験、文化・スポーツ活動など、様々な活動や経験をする機会を増やすという本来の目的を大切にする。

(2)　部活動の地域移行の促進を図る。

(3) 教員の働き方改革を推進する。

３　具体的な方向性

(1) 土曜授業の指定日は設けず、振替のない土曜日は「年４回」を上限とする。

※義務教育学校や周年行事にあたる学校については、実情に合わせ柔軟に対応する。

(2) 10月の学校公開の実施、12月の区内一斉防災訓練（隔年）は土曜授業を必須とする。

(3) 振替休業日は、運動会や学芸会等の行事後の年２回を原則とする。

(4) ５年生のスチューデント・シティ（土曜実施）後の月曜日は当該学年のみ振替休業日とする。

→

令和７年度から

＜振替なしの土曜授業＞

・上限年４回（指定日なし）

義務教育学校や周年にあたる学校は柔軟に対応

＜振替ありの土曜授業（行事）＞

・運動会等の体育的行事

・学芸会等の文化的行事

・スチューデント・シティ(5年生)

令和６年度まで

＜振替なしの土曜授業＞

・年６回（第３土曜日）

＜振替ありの土曜授業（行事）＞

・運動会等の体育的行事

・学芸会等の文化的行事